

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 99
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

厚生労働省が処遇改善に補助金18万円示す

ベースアップ評価料届出医療機関が対象

令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施要項が示されました。概要は以下の通りです。

現在は概要のみ通知となっております。実際の補助金の申請又は交付については各都道府県を通して行うことになっており、現段階では手続等の具体的な内容は発出されておられません。詳細が発表され次第、お伝えいたします。

【支給金額】

対象の施設	支給額
病院・有床診療所※	許可病床数×4万円
無床診療所（医科・歯科）	1施設×18万円
訪問看護ステーション	1施設×18万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する

【支給の対象となる取り組み】

分類	対象となる取り組み
ICT機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
タスクシフト/シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア
給付金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、すでに雇用している職員の賃金改善

【支給対象】

令和7年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）

【参考】

- ベースアップ評価料Iの届出様式は2025年1月より、簡素化されており、添付資料の作成も簡単になっております。
- 厚生労働省の特設ホームページには説明資料や動画がありますのでご検討中の先生方はご参照ください。
右記二次元コードより、ホームページにアクセスすることができます。

